

令和6年度目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 指導検査等実施方針

1 基本方針

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月1日に施行され、今年度で10年目を迎えることとなる。その間に区では、民間活力を活用して様々な運営主体を保育の担い手として保育施設の整備を加速度的に進め、令和2年4月に待機児童ゼロを達成して以来、待機児童ゼロを維持している。

しかし、待機児童対策の推進により保育提供の量が拡大した一方で、保育現場での子どもをめぐる事件・事故の発生、保育士人材の不足など、安定した保育所の運営が難しくなっている状況から、子育て世帯が不安を抱えており、安心して子どもを預けることができる体制整備を急ぐ必要がある。また、令和6年4月1日から、3歳以上児の職員配置基準が20対1から15対1に、4歳以上児の職員配置基準が30対1から25対1に、75年ぶりに改善されることになった。

こうした状況から保育所の安心・安全な利用推進や適切な保育・支援の重要性はますます大きくなっており、保育の質の向上・維持のためにはこれまで以上に指導検査の確実な実施が求められている。

以上のことを踏まえ、私立認可保育所及び小規模・事業所内保育所に対する一般指導検査においては、子ども・子育て支援法、児童福祉法などの法令並びにこれらに基づく運営基準及び指導検査基準（以下「法令等」という。）に照らし、子どもの最善の利益が保障されるよう、保育施設等の適正な運営及び保育サービスの質の維持・向上を図ることに主眼を置き、指導検査を実施する。

なお、指導検査に当たっては、東京都と連携し、効果的かつ効率的に実施する。また、指導検査とは別に保育士等による巡回指導・訪問等を実施し、重層的に指導、助言を行うことで、保育サービスの質のより一層の向上と安全の確保に取り組んでいく。

2 一般指導検査の重点項目

（1）運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

（ア）職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

（イ）就業規則や給与規定等が適正に整備されているか。また、職員の給与を適正に支給しているか。

（ウ）職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

（エ）職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。

（オ）職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

（ア）組織的な取り組みにより災害対策のための環境が確保されているか。

(イ) 安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練、消火訓練、通報訓練等の安全対策を適正に実施し記録しているか。

(ウ) 救命救急訓練、不審者対策訓練、転倒落下防止等施設内の安全対策が徹底されているか。

(エ) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。

ウ 運営費等に係る各種請求・報告等
正しく報告されているか。

(2) 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

(ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した適切な保育が行われているか。

(イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 適正な保育体制

(ア) 保育時間、開所・閉所時間、閉所日数が適正に設けられているか。

(イ) 保育士を適正に配置しているか。

ウ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

(ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。

(イ) アレルギー疾患を有する児童等の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

エ 安全対策の徹底

(ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

(イ) 食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策は徹底されているか。

(ウ) プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。

(エ) 上記（ア）から（ウ）にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。

(オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

(3) 会計経理関係

ア 適正な会計処理の徹底

(ア) 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。

(イ) 計算書類等が適正に作成されているか。

(ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

(エ) 保育所単位での資金管理（積立資産含む。）が適正に行われているか。

イ 管理組織の確立

(ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。

(イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

(ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。

(イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

(4) その他

ア 指導事項の改善状況

過去の一般及び特別指導検査で文書指摘・口頭指導・助言となった項目について、改善が図られているか。

イ 関係部署等からの情報に基づく事項

巡回指導や関係部署等からの情報提供事項について、法令等に基づき不適正な状況がないか。

3 特別指導検査の重点項目

(1) 運営関係

法令等を遵守した施設運営を行っているか。

(2) 保育内容関係

保育内容は、入所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計経理関係

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

4 実施計画

(1) 対象施設

ア 私立認可保育所

イ 小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

(2) 実施形態

ア 一般指導検査等

(ア) 実施方法

施設種別ごとに日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 検査体制

検査員は、原則として2人以上とする。なお、必要に応じて、外部の知見を有する者を同行させる場合がある。

(エ) 実施通知

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱に基づき、施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で実地指導を実施する旨、その日時、場所、その他必要な事項を通知する。ただし、当該施設等の運営に問題が発生した

場合又は通報、施設調査書及び関係資料の確認の結果により、指導検査の必要があると認められる場合には、前項の規定による事前の実施通知を発出することなく、指導検査の開始時に書面を提示するなどの方法により行うことができる。

(オ) 実施施設及び日程

原則として年度当初に決定する。

イ 特別指導検査等

(ア) 実施方法

施設ごとに適宜日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴いて実施する。また、必要に応じて施設の関係者の来庁を求め、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 検査体制

検査員は、原則として3人以上とする。なお、必要により東京都と合同で実施することがある。

(エ) 実施通知

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱に基づき、施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で実地指導を実施する旨、その日時、場所、その他必要な事項を通知する。ただし、実地指導の目的及び効果を勘案して相当と認めるときは、開始する時に書面を提示することにより通知することがある。

ウ 集団指導

(ア) 実施方法

次の①または②の方法により実施する。

① 特定の日程・会場での対面実施

② 期間を定め、事前に収録した講習内容を配信するオンライン実施

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 実施通知

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱に基づき、施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で集団指導を実施する旨、実施方法、その他必要な事項を通知する。

エ 運営状況報告

(ア) 実施方法

施設等に対して、運営状況を確認できる帳簿書類等の提出を求め運営状況の確認を行う。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

オ 訪問指導

(ア) 実施方法

日程を定め、原則として施設に赴き実施する。必要に応じて対象施設等設置者の関係者に来庁を求め実施することがある。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(3) 全体計画の作成時期

原則として、当該指導検査を実施する年度の前年度末までに策定する。

(4) 選定方針 *私立認可保育所のみ

ア 選定時点

令和6年4月1日時点に存する施設とする。ただし、年度途中に開設した施設については、必要があると認められた場合、指導検査の対象とする。

イ 選定方法

(ア) 過去の一般指導検査等及び特別指導検査等（以下「指導検査等」という。）において、指摘事項の改善が図られていない施設

(イ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設

(ウ) 新規に開設された施設や事業譲渡等により運営法人が変更になった施設

(エ) 前回の指導検査等から一定の期間を経過した施設

(オ) 福祉サービス第三者評価を受審していない施設、又は当該評価結果において問題がある施設

(カ) 毎年度、施設調査書を提出していない施設

(キ) 区立保育園から新たに民営化された施設

(ク) 当該施設を運営する社会福祉法人が指導検査の時期に当たる施設。

*当該施設及び社会福祉法人の指導検査を併せて所管するものに限る。

(ケ) その他指導検査の実施が必要と判断される施設

5 関係団体等との連携

(1) 東京都

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく東京都の指導検査と子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく区の指導検査との合同実施を行う。

(2) 区内社会福祉法人を所管する部局との連携

ア 区が所管する社会福祉法人が運営する施設の指導検査については、区の所管部局が行う当該社会福祉法人に対する指導検査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。

イ 区が所管する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導検査結果等については、所管部局相に、必要な情報の交換を行う。

(3) 国

法令・基準の解釈や運用の仕方、個々の案件における課題等について、適宜情報の

交換を行い、施設指導の立場から連携を図る。

以 上